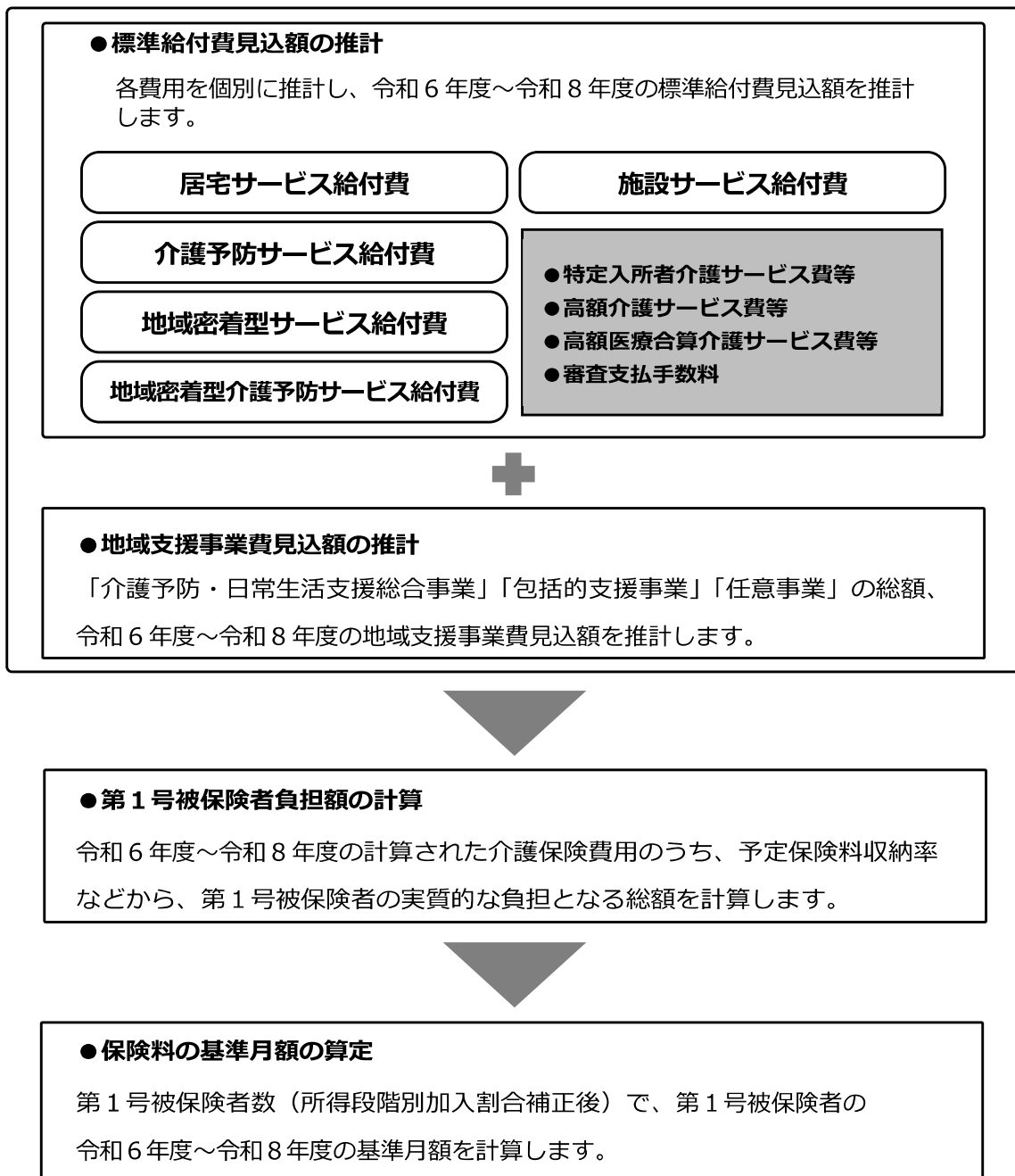


第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

1 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼介護保険料算定等の流れ



2 介護保険サービス事業費の給付状況と見込み

(1) 介護給付費・介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

単位:千円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付			
(1) 居宅サービス	119,502	123,568	116,749
(2) 地域密着型サービス	140,835	145,691	138,695
(3) 施設サービス	290,649	291,016	291,016
(4) 居宅介護支援	11,434	11,593	11,448
介護給付 合計	562,420	571,868	557,908
予防給付			
(1) 介護予防サービス	9,438	9,985	9,532
(2) 地域密着型 介護予防サービス	8,058	9,010	9,010
(3) 介護予防支援	1,150	1,207	1,151
予防給付 合計	18,646	20,202	19,693
総給付費	581,066	592,070	577,601

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込額と特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込額から算出します。

単位:円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	581,066,000	592,070,000	577,601,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	46,421,231	46,479,976	46,479,976
高額介護サービス費等給付額	15,014,441	15,037,019	15,037,019
高額医療合算介護サービス費等 給付額	2,826,763	2,826,763	2,826,763
算定対象審査支払手数料	509,600	509,600	509,600
標準給付費見込額計	645,838,035	656,923,358	642,454,358

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(3) 地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込額から算出します。

単位:円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	24,564,750	25,159,750	25,859,750
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	14,207,480	14,209,340	14,206,550
包括的支援事業（社会保障充実分）	10,135,500	10,135,500	10,135,500
地域支援事業費	48,907,730	49,504,590	50,201,800

3 介護給付等に係る事業と地域支援事業費の財源構成

(1) 介護給付等に係る事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国（25.0%、調整交付金5.0%含む）・県（12.5%）・町（12.5%）の負担で賄われます。

また、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の負担率は23.0%、第2号被保険者の負担率は27.0%となります。

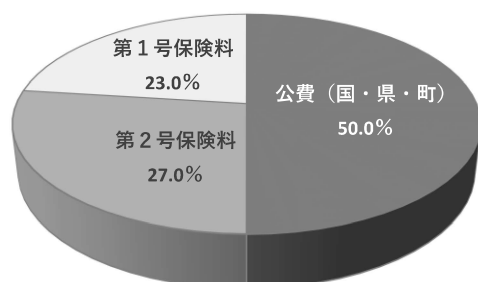
(2) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費の財源は、介護給付費と同じく50.0%が国、県、町による公費負担、50.0%が第1号と第2号の保険料負担です。

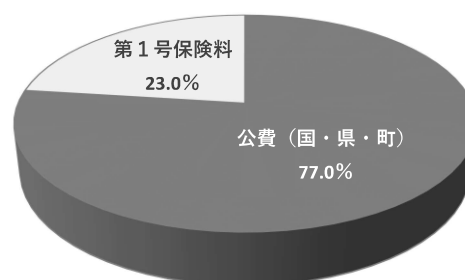
包括的支援事業費と任意事業費の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77.0%が国・県・町による公費負担、23.0%が第1号保険料で構成されます。

▼財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業と任意事業

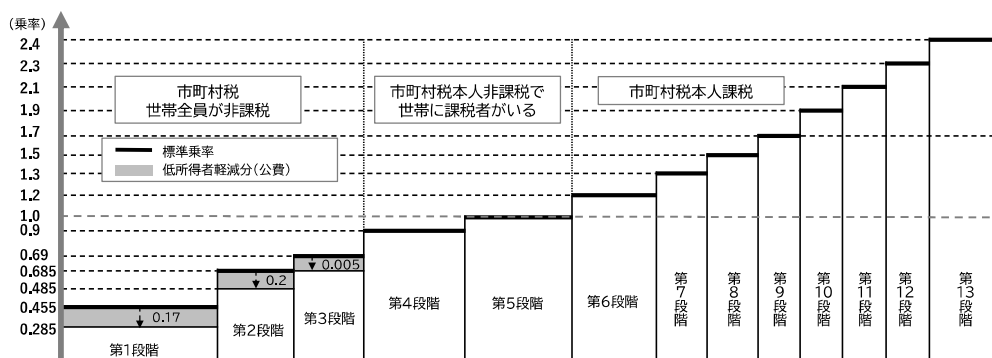


4 介護保険料の算定

(1) 所得段階の設定

第8期計画においては所得段階を国の標準である9段階で設定していましたが、本計画では、国において第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとし、標準段階を9段階から13段階へと改訂しています。

本町においても、国の示す趣旨及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、13段階の多段階化の措置を行うこととします。



(2) 所得段階別の被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

単位：人

所得段階	保険料率（最終乗率）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第九期計
第1段階	0.455 (0.285)	246	246	247	739
第2段階	0.685 (0.485)	194	193	194	581
第3段階	0.690 (0.685)	121	120	121	362
第4段階	0.900	238	238	239	715
第5段階	1.000	378	378	380	1,136
第6段階	1.200	351	351	352	1,054
第7段階	1.300	160	159	160	479
第8段階	1.500	85	85	86	256
第9段階	1.700	20	20	20	60
第10段階	1.900	14	14	14	42
第11段階	2.100	10	10	10	30
第12段階	2.300	3	3	3	9
第13段階	2.400	18	18	18	54
合計		1,838	1,835	1,844	5,517
所得段階補正後人数 (保険料率×被保険者数)		1,809	1,806	1,815	5,430

(3) 保険料基準額

令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者負担割合（23%）に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

単位：円

標準給付費見込額 A	1,945,215,751
地域支援事業費見込額 B	148,614,120
↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	75,584,250
第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$	481,580,870
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	101,040,000
調整交付金見込額 $E = (A + B') \times 5.49\%^{*}$ （※3年の平均）	110,892,000
財政安定化基金償還金 F	0
介護給付費準備基金残高 ※令和5年度末の見込額	46,701,320
↳介護給付費準備基金取崩額 G	25,000,000
市町村特別給付費等 H	2,289,300
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 I	4,467,000
保険料収納必要額 $J = C + D - E + F - G + H - I$	444,551,170
保険料収納率 K	99.59 %
保険料賦課総額 $L = J \div K$	446,381,333
所得段階別加入割合補正後被保険者数 M	5,430 人

	保険料の基準額 (年額)	保険料の基準額 (月額 = 年額 ÷ 12)
介護保険料基準額 $N = L \div M$	82,200	6,850
※参考 介護給付費準備基金取崩前の 介護保険料基準額 $O = (C + D - E - I) \div K \div M$	86,832	7,236
介護保険財政調整基金取崩額の影響額 (N - O)	△4,632	△386

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 本計画における第1号被保険者の保険料

本計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (年額 円)
第1段階	生活保護受給者の方または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.285	23,427
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.485	39,867
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額× 0.685	56,307
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	73,980
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 (1.00)	82,200
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	98,640
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30	106,860
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50	123,300
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	139,740
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	156,180
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	172,620
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	189,060
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	197,280

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減後の額です。

5 令和 22 (2040) 年・令和 27 (2045) 年の予測

本計画では、令和 22 (2040) 年及び令和 27 (2045) 年までを見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

予測値の増減はサービスによって状況が異なりますが、第 1 号被保険者の認定者数が長期的には減少すると見込まれることから、総じて長期的にはサービス需要は減少する予測となっています。

(1) サービス種類ごとの量の推計

介護サービス		令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	(回)	68.6	73.1
	(人)	8	9
訪問入浴介護	(回)	16.2	16.2
	(人)	2	2
訪問看護	(回)	22.4	22.4
	(人)	4	4
訪問リハビリテーション	(回)	11.8	11.8
	(人)	2	2
居宅療養管理指導	(人)	6	6
通所介護	(回)	775.2	751.6
	(人)	54	52
通所リハビリテーション	(回)	173.5	168.0
	(人)	28	27
短期入所生活介護	(日)	158.9	158.9
	(人)	10	10
短期入所療養介護	(日)	0.0	0.0
	(人)	0	0
福祉用具貸与	(人)	81	80
特定福祉用具購入費	(人)	0.8	0.8
住宅改修費	(人)	0.8	0.8
特定施設入居者生活介護	(人)	2	2

介護サービス		令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	0	0
地域密着型通所介護	(回)	63.0	63.0
	(人)	3	3
認知症対応型通所介護	(回)	28.8	28.8
	(人)	5	5
小規模多機能型居宅介護	(人)	33	32
認知症対応型共同生活介護	(人)	23	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	(人)	90	87
介護老人保健施設	(人)	3	3
介護医療院	(人)	2	2
(4) 居宅介護支援	(人)	80	79

介護予防サービス		令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	(回)	0.0	0.0
	(人)	0	0
介護予防訪問看護	(回)	0.0	0.0
	(人)	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	0.0	0.0
	(人)	0	0
介護予防居宅療養管理指導	(人)	2	2
介護予防通所リハビリテーション	(人)	18	16
介護予防短期入所生活介護	(日)	2.0	2.0
	(人)	1	1
介護予防短期入所療養介護	(日)	0.0	0.0
	(人)	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人)	17	15
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	0.5	0.5
介護予防住宅改修費	(人)	0.5	0.5
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	(回)	0.0	0.0
	(人)	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	10	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	0	0
(3) 介護予防支援	(人)	22	20

(2) 介護保険給付費の推計

	令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度
介護給付費(千円)	626,731	608,940
介護予防給付費(千円)	20,077	18,158
地域支援事業費(千円)	41,624	39,617
保険料基準額 (年額 円)	100,440	97,440

この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。

また、介護給付費準備基金取崩の設定や今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。